

令和5年6月30日

布施薬剤師会

会長 粕谷 徳雅 様

東大阪市都市魅力産業スポーツ部長

家計を応援！東大阪市キャッシュレス de ハッピーポイントキャンペーンの実施における
保険薬局窓口でのキャッシュレス決済の取扱いについて

平素は本市の商業振興行政に格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、本市ではエネルギー・食料品価格等物価高騰に対応すべく、市民生活の一助及び市内経済活性化を図ることを目的として、昨年度に引き続き、スマートフォンを活用した「家計を応援！東大阪市キャッシュレス de ハッピーポイントキャンペーン（キャッシュレス決済ポイント還元事業）」を実施いたします。

本事業の実施にあたり、保険薬局窓口でのキャッシュレス決済については、下記のとおり取り扱わせていただきたく存じますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. キャンペーンの概要

家計を応援！東大阪市キャッシュレス de ハッピーポイントキャンペーン

○キャンペーン対象店舗

- (1) 東大阪市内で物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗（オフィスコンビニは除く。）であること。
- (2) 対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。

○ポイント還元対象

以下に掲げるものを除く商品、サービス等

- (1) 医療機関・調剤薬局・柔道整復、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所・介護保険サービス事業所における公的保険適用診療・調剤・施術・サービス
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い
- (3) インターネット販売等、実店舗外での決済
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、その他金券等の換金性の高いものの購入
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

○対象のキャッシュレス PayPay・d払い・auペイ・楽天ペイの計4ペイメント

○ポイント還元実施期間 令和5年8月1日～令和5年8月31日

○事業内容及び予算

還元率：20%

期間上限：対象キャッシュレス決済1つにつき1人あたり5,000円相当

(1回あたり上限：1,000円相当)

ポイント総額：15億円

2. 保険薬局におけるキャッシュレス決済の取扱い

○保険調剤

保険薬局における保険調剤の一部負担金については、ポイント還元の対象外とさせていただきます。

○保険外物品や、その他のサービス等

保険外物品やその他のサービス等（以下、「その他のサービス」という。）については、保険調剤と、その他のサービスのキャッシュレス決済を区別することができる保険薬局は、その他のサービス部分の決済について、ポイント還元の対象とします。具体的には、

① 同調剤薬局内で、ペイメント加盟店登録を、保険調剤用とその他のサービス用に分けて行っている場合

② その他のサービス用の加盟店登録のみを行っている場合

以上の2点に該当する場合、ポイント還元の対象とします。

3. 今後の流れ

既に対象キャッシュレス決済に加盟している調剤薬局の皆様に対し、本事業の受託事業者である株式会社博報堂プロダクツより、個別にお電話にて事業のご案内を差し上げる予定です。

また、これを機にキャッシュレス決済を導入したいとお考えの調剤薬局におかれましては、以下のコールセンターへお電話いただけましたら、個別にご対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

家計を応援！東大阪市キャッシュレス de ハッピーポイントキャンペーン
コールセンター

0120-064-060

【問い合わせ先】

東大阪市都市魅力産業スポーツ部商業課

電話：06-4309-3176